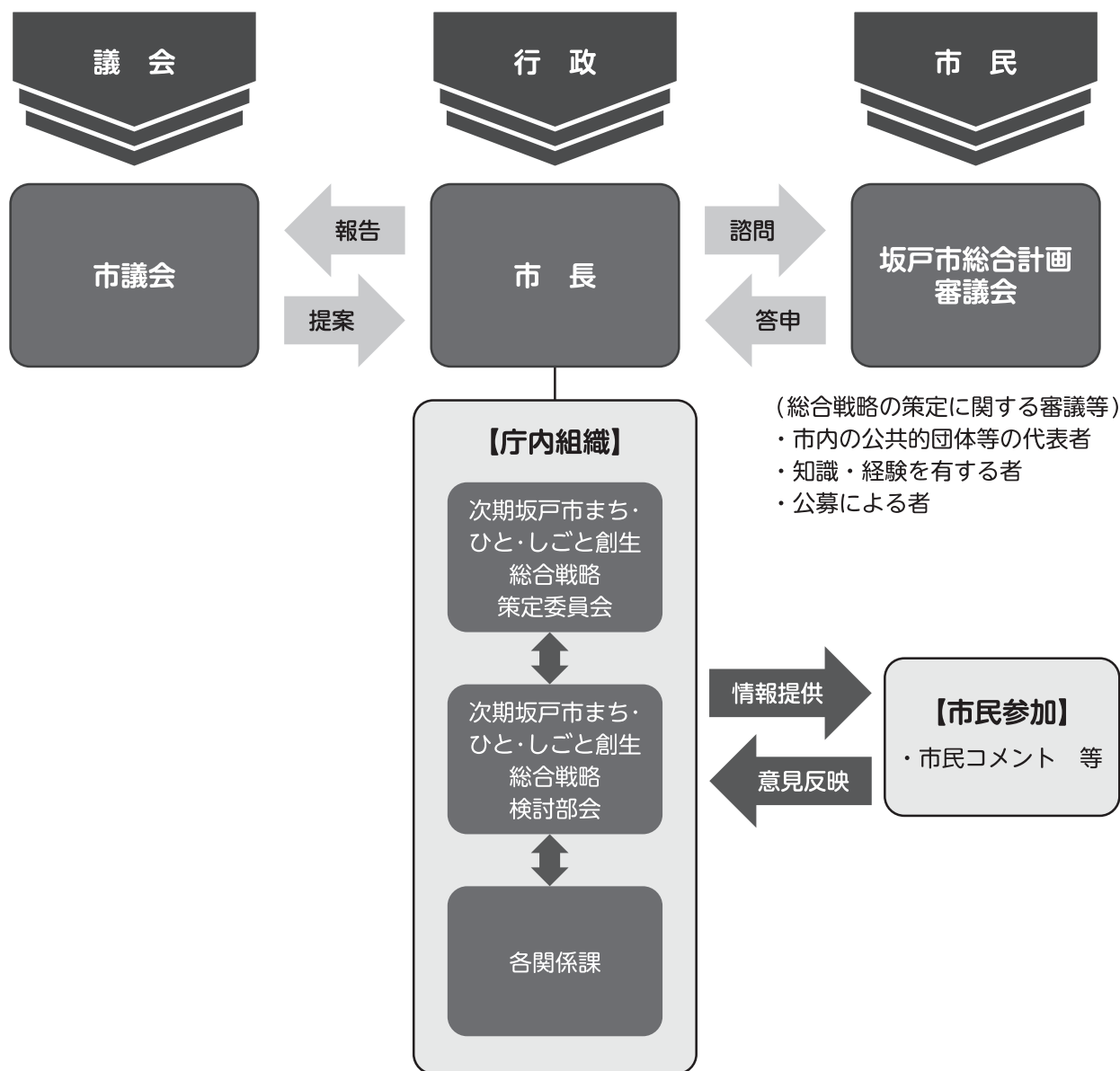


資料編



第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の策定体制



市民参加

1. 坂戸市総合計画審議会

(1) 坂戸市総合計画審議会条例

昭和57年3月27日

条例第1号

改正

平成9年12月18日条例第13号

平成12年9月28日条例第27号

平成17年3月23日条例第3号

平成27年6月29日条例第23号

平成29年3月24日条例第19号

坂戸市総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、坂戸市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、坂戸市総合計画策定条例(平成29年坂戸市条例第19号)第2条第2項に規定する総合計画のうち同項に規定する基本構想及び基本計画の策定及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定に基づく坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下この条において「戦略」という。)の策定に関し必要な調査及び審議を行い、並びに戦略に基づく施策の効果の検証を行うため、坂戸市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(他の条例の改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年坂戸町条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成9年条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第27号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 審議会組織

◆委員名簿

No.	選出区分	選出対象団体等	氏名	備考
1	2号	城西大学	庭田 文近	会 長
2	2号	女子栄養大学	深田 耕一郎	副会長
3	1号	坂戸市PTA連合会	梅田 裕子	
4	1号	坂戸市商工会	本橋 聡	
5	1号	連合埼玉川越・西入間地域協議会	及川 青児	
6	2号	東京電機大学	藤本 衡	
7	2号	行政経験者	鈴木 光一	
8	2号	株式会社埼玉新聞社	関根 正昌	
9	2号	株式会社埼玉りそな銀行 坂戸支店	福沢 猛 (～第2回)	
			福田 博樹 (第3回～)	
10	2号	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部	野勢 辰徳	
11	3号	公募委員	村田 千鶴	

選出区分… 1号：市内の公共的団体等の代表者、2号：知識経験を有する者、3号：公募による者

(3) 審議経緯

回	開催日時・場所	議題
第1回	令和6年7月26日(金) 午後3時00分から 坂戸市役所 2階 201会議室	審議事項 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 諮問書の交付 (3) 坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について (4) 策定方針について (5) 今後のスケジュールについて (6) その他
第2回	令和6年9月25日(水) 午後1時15分から 坂戸市役所 3階 301・302会議室	審議事項 (1) 「坂戸市の人口及び産業の現状分析」、「人口ビジョンの振り返り」、「展望人口の見直し」結果報告について (2) 第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の取組状況について (3) 「次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の体系(案)について (4) その他
第3回	令和6年11月19日(火) 午前9時30分から 坂戸市役所 4階 401会議室	審議事項 (1) (仮称)第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について (2) その他
第4回	令和7年1月30日(木) 午前10時00分から 坂戸市役所 3階 301・302会議室	審議事項 (1) 「第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」に対する市民コメント等の実施結果について (2) 「第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」について (3) 答申(案)について (4) その他

(4) 諮問及び答申

◆ 諮問書

坂政発第128号
令和6年7月26日

坂戸市総合計画審議会会長 様

坂戸市長 石 川 清

次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び第2期坂戸市まち・
ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について(諮問)

次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び施策の効果の検証を行いたいので、
坂戸市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

◆ 答申書

坂総審発第6号
令和7年2月27日

坂戸市長 石川 清 様

坂戸市総合計画審議会
会長 庭田 文近

第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(答申)

令和6年7月26日付坂政発第128号により諮問のありました第3期坂戸市まち・ひと・
しごと創生総合戦略の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり
答申します。

記

- 1 本審議会は、第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)を適切なものと認めます。
- 2 本計画で掲げる展望人口の達成のため、別紙のとおり、本審議会意見に留意しつつ施策を推進されることを願います。

以上

坂戸市総合計画審議会意見

まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方創生の取組が開始されてから、10年になります。その間、全国における出生数の減少は止まらず、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計の予想を下回る状況となっています。

本市は、高速道路、鉄道などの交通の利便性に支えられ、良好な住環境と産業基盤の優位性から、人の流入も産業の立地も相対的に恵まれてきました。しかし、今後は、人口減少が引き起こす社会的・経済的諸課題への対応が不可避となることが見込まれます。

各分野の課題に対しての迅速な対応とともに、将来に渡って持続可能な地域社会を形成する長期的な取組みが望まれます。

第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略とする)の推進に当たっては、以下の点について留意する必要があると考えます。

1 多様な主体との連携

基本施策及び具体的な取組については、産官学金労言などの幅広い分野の主体との連携により、さらなる推進を図ること。国の考え方を勘案しつつ、国の機関や県、近隣市町と連携して取り組むこと。

2 若い世代へのライフデザイン支援、活躍の場の提供と呼び込み

市内に立地する大学・高校・専門学校との連携を深め、若い世代が求めるライフデザインへの支援と活躍の場の提供を継続すること。また、坂戸市への愛着を育むとともに、坂戸市の魅力を積極的に発信し、若い世代の転入・定住につなげること。

3 こどもの成長と若い世代の選択と希望の尊重

家庭、地域、学校など多様な主体と連携し、子ども達の健やかな成長と若い世代の勉学や仕事、結婚、妊娠・出産、子育ての望みがかなう環境の充実に努めること。

4 まちづくり・利便性

まちづくりにおいて、市内各地域の特性に応じた住みやすさ、利便性の向上に努め、市内外の人にとって魅力的なまちづくりを進めること。

5 デジタル・新技術の活用と市民の保護

デジタル・新技術の活用を積極的に行い、利便性の向上とコスト削減の両立に努めること。高齢者や子育て世代、外国人住民など誰にとっても使いやすく、誰一人取り残さないデジタル・新技術の活用に取り組むこと。新しい形の犯罪やプライバシー侵害などのデジタル・新技術の悪用・マイナス面から市民を守ること。

6 検証体制・データの活用

総合戦略に掲げる施策及び具体的な取組の進捗状況や課題を市民と共有することが重要である。第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略と同様に、成果の公表に当たっては、データを活用しながら市民にわかりやすく説明すること。

2. 市民コメント

項目	内容
趣旨	「第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案に対し、広く市民の意見や提言を募集し、反映させるため実施しました。
応募期間	令和6(2024)年12月6日(金) ～令和7(2025)年1月6日(月)
閲覧物	■第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案) ■意見応募要領(応募用紙含む)
公表・応募用紙 設置場所	坂戸市役所1階市政情報コーナー、3階政策企画課窓口、 各出張所・地域交流センター、中央図書館 (素案及び応募要領(応募用紙含む)は市のホームページにも掲載)
結果	意見及び提言の提出はありませんでした。

庁内策定体制

1. 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会(各課長)

次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要領(令和6年6月13日市長決裁)に基づき、次期総合戦略策定における段階ごとの決定を行う。なお、委員長は総合政策部長をもって充て会務を総理する。

◆構成員

No.	所 属	No.	所 属
1	総合政策部 部長(委員長)	6	福祉部 高齢者福祉課
2	総合政策部 情報政策課	7	環境産業部 商工労政課
3	総務部 防災安全課	8	都市整備部 住宅政策課
4	市民部 市民生活課	9	教育委員会事務局 学校教育課
5	こども健康部 こども支援課		

◆開催

回	開催日時・場所	議題
第1回	令和6年7月17日(水) 午後2時00分から 坂戸市役所3階 301・302会議室	説明事項 (1)次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について (2)策定方針について (3)今後のスケジュールについて 協議事項 検討部会の設置について
第2回	令和6年11月5日(火) 午後2時00分から 勤労女性センター会議室 (新館)	協議事項 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について
第3回	令和7年2月4日(火) 午後1時30分から 中央地域交流センター 集会室	報告事項 「第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」に対する市民コメント等の実施結果について 協議事項 「第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」について

2. 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討部会(各課長補佐、係長等) —

次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要領(令和6年6月13日市長決裁)
第5条の規定に基づき設置し、次期総合戦略の原案を調整し、とりまとめを行う。

◆構成員

No.	所 属	No.	所 属
1	総合政策部 情報政策課	7	福祉部 高齢者福祉課
2	総合政策部 広報広聴課	8	環境産業部 農業振興課
3	総務部 防災安全課	9	環境産業部 商工労政課
4	市民部 市民生活課	10	都市整備部 都市計画課
5	こども健康部 こども支援課	11	都市整備部 住宅政策課
6	こども健康部 保育課	12	教育委員会事務局 学校教育課

◆開催

回	開催日時・場所	議題
第1回	令和6年8月26日(月) 午前10時00分から 坂戸市役所 3階 303・304会議室	説明事項 (1)第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の取組状況について (2)次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案作成の流れについて 協議事項 (1)人口ビジョン(案)について (2)次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成(案)について
第2回	令和6年9月19日(木) 午後2時00分から 坂戸市役所 2階 201会議室	説明事項 (1)人口ビジョン(案)について (2)次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成(案)について 協議事項 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系(案)について その他 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略施策及び事業フォーマット作成について
第3回	令和6年10月16日(水) 午前10時00分から 坂戸市役所 3階 301・302会議室	協議事項 (1)人口ビジョン(素案)について (2)次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について
第4回	令和6年10月31日(木) 午前10時00分から 坂戸市役所 3階 301・302会議室	協議事項 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について

第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略
令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

発 行 坂戸市
編 集 坂戸市 総合政策部 政策企画課

埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

TEL 049-283-1331



環境にやさしいベジタブルインクを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。